スポーツスキルとスペースのシェアリングエコノミー導入手引き (地方公共団体及び施設管理者向け)

令和2年3月

○本書の構成

本書は以下の構成により、スポーツスキルとスペースのシェアリングエコノミーについての解説を実施している。

本書をご覧いただく方の公共スポーツ施設等の現状やシェアリングエコノミーへの理解については、差 異があることから、以下の構成をご覧いただき、必要な箇所のみをご覧いただくことも可能である構成 としている。

表. 本書の構成

No.	項目	概要
1	本書の目的	スポーツスキルとスペースのシェアリングエコノミー導入による効果や実現した際のスポーツ産業における好循環の概要を解説している。 また、シェアリングエコノミーの一般的な概要についても併せて解説している。
2	スポーツスキルとスペースのシェア リングエコノミー導入レベル	スポーツスキル及びスポーツを実施するスペースのシェアリングエコノミーを導入により実現できる状態の段階を解説している。 また、シェアリングエコノミー導入によるあるべき姿を示すとともにスペースシェア、スキルシェア導入の障壁となる課題について具体的に示している。
3	導入プロセス	スポーツスキルとスペースのシェアリングエコノミーを 導入するためのファーストステップである公共スポーツ 施設等における施設情報の公開、必要となる機能を提供 について解説している。解説については、地方公共団体としてどのような作業が 必要になるかを詳細に示しており、公共スポーツ施設等 の情報公開、機能の提供を実現する手段を把握すること が可能である。
4	参考事例	「2019 年度スポーツ産業の成長促進事業「スポーツスキルとスポーツ施設のシェアリングエコノミー導入促進事業」に大阪市をフィールドとしたスキルシェア、スペースシェアの実証事業についての取組み概要、実証結果等を示している。

1章 本書の目的

スポーツ指導者がより一層活躍することで、スポーツ指導ビジネスを中心とした産業の発展、ひいては 国民におけるスポーツをする機会の増大につながることが期待されている一方、スポーツ指導者はその 雇用環境や収入面などにおいて課題も多いとされている。その一つの要因として、指導をしたくてもそ の機会・場所に恵まれないケースが見受けられる。本書では、こうした機会・場所の創出に有効と考え られるシェアリングエコノミー1の導入を我が国のスポーツ施設の大部分を占める公共機関が保有するスポーツ施設(以下、「公共スポーツ施設等」という。)において推進することを目的としている。

公共スポーツ施設等におけるシェアリングエコノミーの導入を進めるためには、地方公共団体及び施設管理者等が施設の名称、場所、実施可能スポーツ等の情報が二次利用可能な状態でオープン化すること、また、インターネット上のマッチングプラットフォームにおいて空き情報の更新、予約手続きが簡潔可能な機能を提供することが必要となる。

しかしながら、今年度調査で全国の地方公共団体に対し公共スポーツ施設等のオープンデータ公開状況を確認した結果、公共スポーツ施設等の情報を二次利用可能な状態でオープン化している地方公共団体の割合が著しく低いことが判明した。また、空き情報及び予約手続きについても、電話・窓口での受付が必要な場合と、インターネット上で完結する場合など、ルールが異なることが明らかとなった。

これらの状況を踏まえ、本手引きでは地方公共団体及び施設管理者等が公共スポーツ施設等の基本情報を二次利用可能な状態でオープンにする上でのプロセス及び、予約機能等を提供する際の考え方を示したものである。

本書で示す取組みは全国の地方公共団体及び施設管理者等により一元的な方針に基づき実施されることが非常に重要である。地方公共団体における既存のルールや業務プロセス、現状システムの機能にマッチングプラットフォームを合わせるのではなく、地方公共団体がマッチングプラットフォームの仕様に合わせる方針をとることが望まれる。

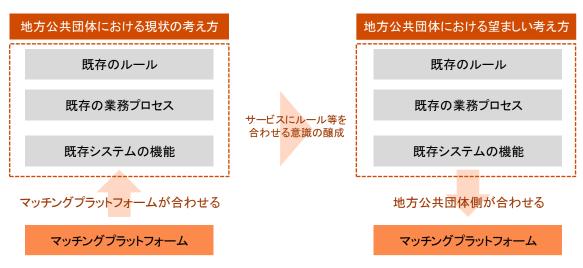


図. マッチングプラットフォームの活用に関する考え方

^{1 「}個人等が保有する活用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む。)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」

また、世界的に感染が広がっているコロナウィルスについては、スポーツ産業に対しても大きな影響を与えることが想定される。スポーツの実施に際しても考えられる密室や密接といった感染症の要因となりうる環境を消費者が避ける傾向となる可能性は高い。

一方で大きな社会環境の変化があった場合も消費者のスポーツを実施する機会や実施する場所へのニーズは減少しないと想定される。ICTを活用したシェアリングエコノミーはこのような社会環境に対して柔軟に対応することが可能であると考えられ、スポーツ分野においてもシェアリングエコノミーを導入することは非常に重要である。

本書はこのような社会環境の変化にスポーツ産業が対応可能な手段であるシェアリングエコノミーという考え方の理解を促すことも目的としている。

参考 シェアリングエコノミーの概要2

2010 年代になり、スマートフォンが普及し、個人がいつでもどこでもインターネットにアクセスできる環境が整った。そのことが、これまで見えなかった個人等の資産(空間、モノ、カネ等)や能力(スキル、知識等)の活用可能な時間帯やその内容に関する情報を、インターネットを通じて、リアルタイムに、不特定多数の個人の間で共有することを可能にした。

また、実名利用のソーシャルメディアの普及に伴って、これまで顔が見えず、信用度を推し量りにくかったインターネットの向う側の個人等について、一定程度の信用度が可視化され、個人等によるサービスも、選別して利用することができるようになった。

このような IT の利活用環境の変化に伴い登場したシェアリングエコノミーは、既存のリソース(遊休資産や個人の余った時間等)を効率的に活用するための IT 利活用技術の発展成果であると同時に、従来型のサービスのように本業として資本を投下した者が提供するサービス(B to C: Business to Consumer)とは異なり、インターネット上のマッチングプラットフォームを通じた、不特定多数の個人間の取引(C to C:Consumer to Consumer)や本業として追加資本を投下していない者によるサービス提供を基本としたものである。

シェアリングエコノミーについては、様々な分野で新たなサービスが開発され登場する途上にあり、現時点で一義的に定義を行うことは困難であるが、本検討会議においては、シェアリングエコノミーの現状を踏まえ、便宜的に、"シェアリングエコノミーとは、個人等が保有する活用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む。)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動"として捉えることとする。

代表的なサービスとして、住宅を活用した宿泊サービスを提供する民泊サービスが挙げられるほか、一般のドライバーの自家用車に相乗りし目的地まで移動するサービス、個人の所有するモノを利用するサービスや、個人の専門的なスキルを空き時間に提供するサービス、空いている駐車スペースを利用するサービス等、様々なサービスが登場している。



図. 主なシェアリングエコノミーの分類と事業者

²「シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書」(2016年11月、シェアリングエコノミー検討会議、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)を参考に作成

参考 公共スポーツ施設等へのシェアリングエコノミー導入により想定されるエコシステム

指導ビジネスを取り巻く環境は、当事者である指導者はもとより、指導を行うための場所・施設、そして指導を受ける消費者が相互に関連しながら構成されている。更に詳細に述べるならば、その指導を行う内容によっても必要となる施設や対象とする消費者が異なっており、それぞれの市場を一括りにすることは難しい。本手引きでは一つの仮説として、公共スポーツ施設等におけるシェアリングエコノミーが導入された際のエコシステムを以下のように想定した上で検討を進めている。

具体的には、スポーツ指導者がレッスンやイベントを開催するための施設・場所を手軽に確保することが可能になる(1-d. 場所の容易な確保)ことで、開催されるレッスンやイベントの種類や頻度が増加(2-a. レッスン開催頻度増加)し、消費者の趣味・嗜好を充足させる。こうしてレッスンやイベントの認知度・需要が喚起される(3-b. 興味関心・需要拡大)ことにより、スポーツ指導者の指導機会の増加、ひいては消費者におけるスポーツ実施率向上(3-c. スポーツ実施率向上)やスポーツ施設の稼働率向上(1-a. 施設の稼働率向上)といった自律的な好循環を生み出されることが期待されている。

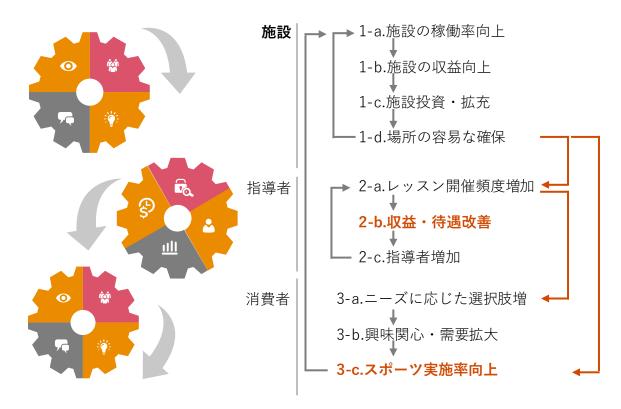


図. 本事業において想定するエコサイクル

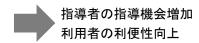
2章 スポーツスキルとスペースのシェアリングエコノミー導入レベル

公共スポーツ施設等においてスポーツスキルのシェアリングエコノミーを導入するに当たっては、指導者及び利用者がインターネット上のマッチングプラットフォームを介してマッチングするスキルシェアと指導者又は利用者が公共スポーツ施設等の空きスペースをインターネット上のマッチングプラットフォームを介して予約できるスペースシェアの両面において社会実装が進展する必要がある。

スキルシェア

- 利用者は自身のニーズに合う指導者をいつでも・どこでも探せる
- 指導者は自身のスキルと空き時間を活用しレッスン・教室を開催
- プラットフォームを通じてマッチングを行い需要・供給双方の指導ニーズを埋める





スペースシェア

- 指導者は必要な時・地域に応じて施設を探し・予約することが出来る
- 施設所有者は施設の空き枠に加え、従来は貸し出すことのなかったスペースをシェア
- 指導者は指導場所確保の不安が無くなり、施設所有者は収益の向上が期待される
- 利用者は自身のニーズに合う施設をいつでも・どこでも探せる

(1) スキルシェアの導入レベル

公共スポーツ施設等における理想的なスキルシェアの形を Level 2 と定義し、そこに至らない段階を講座・教室の予約情報の開示の程度に応じて Level 0-1 と定義する。

Level 2 は、開催される講座・教室については、施設管理者・個人指導者のどちらが主催であるかは問わず、マッチングプラットフォームを通じて予約可能な状態を指す。

Level1は、施設管理者により開催される講座・教室の空き枠がインターネット上に開示され管理者保有の予約システムから予約可能な状態、Level o は、施設管理者により開催される講座・教室の空き枠の確認及び予約がインターネット上から行えない状態を指す。

Ę	设階	Level 0	Level 1	Level 2
相	既要	施設管理者により開催される講座・教室の空き枠が開示されておらず、インターネット上から予約が出来ない状態。予約は電話・窓口等での受付。	施設管理者により開催される講座・教室の空き枠が開示され、管理者保有のシステムから予約可能な状態。	施設管理者もしくは個人指導者により開催される講座・教室の空き枠が開示され、マッチングプラットフォームから予約可能な状態。

(2) スペースシェア

公共スポーツ施設等における理想的なスペースシェアの形を Level 2 と定義し、そこに至らない段階を施設の予約情報の開示の程度に応じて Level 0-1 と定義する。

Level 2 は、施設の空き枠がマッチングプラットフォームを通じて開示され、予約可能な状態を指す。

Level 1 は、施設の空き枠がインターネット上に開示され管理者保有のシステムから予約な状態、Level 0 は、施設の空き枠が公共スポーツ施設等の空き枠確認及び予約がインターネット上から行えない状態を指す

段階	Level 0	Level 1	Level 2
概要	施設の空き枠が開示されて おらず、インターネット上から 予約が出来ない状態。予約 は電話・窓口等での受付。	施設の空き枠が開示され、 管理者保有のシステムから 予約可能な状態。	施設の空き枠が開示され、 マッチングプラットフォームか ら予約可能な状態。

3-2 公共スポーツ施設等におけるスキルシェア及びスペースシェアの理想形

公共スポーツ施設等において Level 2 のスキルシェア及びスペースシェアが導入されると、指導者は空きスペースを活用して自由に指導スキルの提供が可能となる。

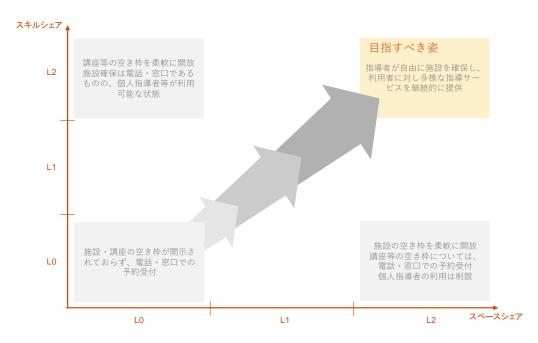


図. スキルシェア、スペースシェアの各段階と目指すべき姿

3-3 理想形を目指す上での課題

公共スポーツ施設等におけるシェアリングエコノミーの実現にあたっては、施設や講座の空き枠をマッチングプラットフォーム上に掲載し広く予約を募ることとなる。この場合、どのようなプラットフォームに掲載するにせよ、施設に係る情報を電子化し広く開示するとともに、場合によっては予約機能なども合わせて提供する必要がある。具体的には、施設情報等について、いわゆるオープンデータとして二次利用可能な情報を機械判読可能な形式で提供するとともに、必要に応じて外部から接続可能なAPI等の整備を進める必要がある。

こうした技術的な課題の他、スペースシェア・スキルシェアそれぞれの導入に当たっては主に制度・ルールの側面から検討すべき課題が存在する。昨今、消費者にとって、余暇を過ごすための環境・時間の過ごし方は多岐に亘り、その選択肢が増えるなかで、公共スポーツ施設等及びそこで提供される指導サービスの利用を促進するためには、従来のやり方に囚われず制度・ルール等の見直しを行っていくことが重要となる。

(1) スペースシェア導入に当たっての課題

① 施設の稼働率を向上させるインセンティブ

公共スポーツ施設等のスペースシェアを推進するためには、施設管理者が施設の利用者を増やし稼働率を向上させるために主体的に活動を進める必要がある。

一般的に、施設管理者が地方公共団体であれ、指定管理者であれ、利用者を増やすことで料金収入を得て財政・収益を向上させるインセンティブが働く、という仮説がなされるが、実際にこうした 集客に係るコスト・労力を加味すると、利用料金だけではそのインセンティブが十分ではない可能 性も見えてくる。

具体的には、公共スポーツ施設等の利用料金は個人利用について安価に設定されており、こうした個人利用者を集客することに係るコスト・労力との費用対効果のバランスに鑑みると積極的に活動を進めるインセンティブが働きにくいということが考えられる。加えて、指定管理者制度においては、当初計画以上の収益を上げた場合には地方公共団体と指定管理者で収益の増分を按分するような規程が存在するケースも多く、一層インセンティブが働きにくくなっている。

こうした状況を改善するためには、利用料金収入による財政・収益向上のインセンティブに加え、 公共スポーツ施設等における稼働率をモニタリングすることで、政策的な動機付け(稼働率の目標 値を設定するなど)を図る可能性も検討する必要があるであろう。

② 施設への需要及び価格設定

仮に、スペースシェアの実現に向け、施設管理者が集客に向けた活動を推進し、空き枠を開放した としても、実際にその施設(スペース)が利用されるか否かは需要の有無、つまり設定された価格 を支払ってでも施設を利用したいという魅力があるかという点が重要となる。

立地に恵まれた都市部の公共スポーツ施設等では、稼働率が常時9割を超え、基本的に空きが無い施設も多いが、一方で郊外や駅から離れた施設では稼働率が低迷している施設も見受けられる。こ

うした稼働率が低迷している施設では、どれほど情報をオープンにし、シェアリングを推進したとしても、それだけでは稼働率が伸びないことも十分に想定される。

このような状況を解消するためには、単に空き枠を開放するだけではなく、その価格設定などについても合わせて検討することが肝要である。

③ 地方公共団体又は施設ごとに異なる予約ルール

公共スポーツ施設等の予約については、地方公共団体ごとのルールが存在し、需要が高い施設についてはその抽選の仕組みなども制度化されているケースが多い。そのため、施設の空き枠をどの段階(例:抽選終了後即時空き枠掲載、利用日時まで〇〇日未満となった空き枠掲載 など)でマッチングプラットフォームに掲載するかといった具体的な予約ルールについては、地域や施設の実情等に応じ地方公共団体ごとに判断を行う必要がある。

(2) スキルシェア導入に当たっての課題

① 条例・規則、施設利用規約等による営利利用の制限

公共スポーツ施設等の利用ルールについては、条例・規則、施設利用規約などにより規定されていることが多いが、その内容は地方公共団体によって異なる。こうした利用ルールによって、施設の営利利用が明確に禁止されているケースが存在する一方、(一般利用よりも高い利用料を徴収するものの)営利利用を禁じていない施設も一定数存在している。

一般的に、公共スポーツ施設等は広く国民・市民に資することを目的として設立されている施設であり、その利用には当然ながら公平性が求められる。しかしながら、稼働率が低迷している施設などにおいては、営利利用での利用促進やそれに伴う新たな料金体系の設定などを検討することも重要と考えられる。

② 高付加価値な指導サービスの提供

公共スポーツ施設等におけるスキルシェアの形態として、施設管理者が管理・設計を行う講座(指定管理者の自主事業による講座など)をシェアする形が想定される。しかしながら、既存の指導コンテンツ(主に低価格・画一的なコンテンツ)をシェアしたとしても、需要が喚起される可能性は低く、利用者のニーズに即したコンテンツの提供が必要と考えられる。こうした傾向は、本事業で実施した講座にも表れており、当然のことながら利用者のニーズに即したイベント・講座の需要は大きなものとなる。

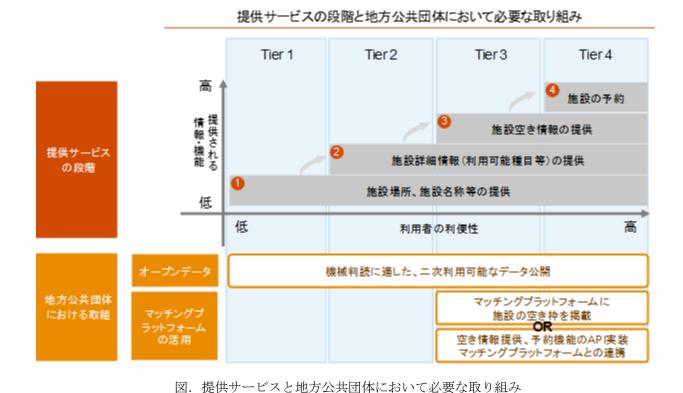
③ 利用者視点でのプロモーションの重要性

昨今、スポーツに係る講座・教室やそれに類似するサービスが様々な形態で生まれつつある。そのため、利用者の視点からはこうしたサービスの選択肢が数多く存在している状態であり、相対的に公共スポーツ施設等における講座等の認知度が低下していることが想定される。こうした環境下においては、公共スポーツ施設等における講座等の存在・魅力を伝えるプロモーション活動も重要となる。

3章 導入プロセス

公共スポーツ施設等においてシェアリングエコノミーを導入するためには、施設情報を公開すること (3-1)、及びオープンプラットフォーム上での予約が可能な参照・更新機能を提供すること (3-2) が必要となる。以下に、各段階における作業プロセスや考え方を整理する。

なお、提供サービスの段階と地方公共団体において必要となる取組みを整理すると以下図のとおりとなる。シェアリングエコノミーを実現するためには、Tier 4のオープンデータ化とマッチングプラットフォームの活用を実現する必要がある。



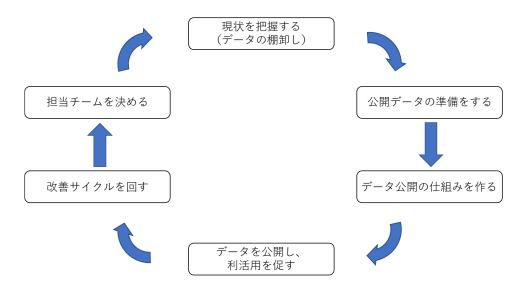
3-1 公共スポーツ施設等の情報のオープン化 (未公開~Tier 2)

(1) 施設情報のオープン化により実現される状態

公共スポーツ施設等の施設情報を機械判読に適した、二次利用可能な形式で公開することで、民間事業者等はインターネット経由し施設情報を収集し検索を行う Web サイトやアプリケーションの開発が可能となる。

(2) 作業プロセス

公共スポーツ施設等の基本情報を公開するために必要な作業プロセスについては、内閣官房が策定・公表している「オープンデータをはじめよう〜地方公共団体のための最初の手引書〜」内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室、令和元年 11 月 22 日改定) のとおり、「担当チームの決定」「現状把握(データの棚卸)」「公開データの準備」「データ公開の仕組みを作る」「データを公開し、利活用を促す」「改善サイクルを回す」にて構成される。



「オープンデータをはじめよう〜地方公共団体のための最初の手引書〜」内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室、 令和元年 11 月 22 日改定)を参考に作成

図. 情報の公開における作業プロセス

「ステップ1] 担当チームの決定

公共スポーツ施設に関する情報の公開にあたって、主体となる担当チームを決定する。情報の公開にあたっては、公共スポーツ施設の情報を保有するスポーツ担当部署や施設管理部署等と地方公共団体の電子行政を推進する情報担当部署との連携が必要になる。このため、各団体の状況に応じ部署間の役割分担等を含め、情報の公開を主導する担当を決定する。すでにオープンデータに取り組んでいる団体等においては、自団体内のオープンデータ担当部署との連携が推奨される。

また、スポーツ担当部署や施設管理部署等が公共スポーツ施設に関する情報の公開を主導する場合、情報担当部署やオープンデータ担当部署へオープンデータの取り組み状況を確認することが望ましい。

[ステップ2] 現状把握

自団体内の公共スポーツ施設に関する情報について、必要な情報が適切に電子化されているかを確認する。確認については、以下の観点に基づき実施する。

① 詳細な施設情報

スポーツ担当部署や施設管理部署であっても、公共スポーツ施設の情報をどの程度把握しているかについては、自治体により異なることが想定される。シェアリングエコノミーの実現において必要と考えられる情報項目を整理した公共スポーツ施設等のデータセットを以下に示す。担当チームは、オープンデータ化の対象となる対象施設について、当該データセットに記載された項目を確認し現状を把握する。また、不足している情報については、適宜情報収集を行う。

なお、当該データセットは、内閣官房が公開している「基本編 公共施設」の推奨データセット3 を元にスポーツ施設に必要となる項目を追加したものである。スポーツ施設の特徴として、一つの施設に複数の付帯施設が存在する点(XX総合体育館にサブアリーナやプールなどが付帯する)が挙げられるが、当該データセットでは施設(XX総合体育館)を前提に定義されている。

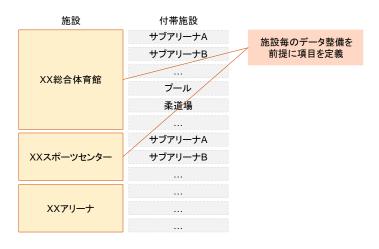


図. 公共スポーツ施設等のデータセットにおけるデータ項目定義の前提

3 「推奨データセット」は、オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもので、基本編と応用編から構成される。

表. 公共スポーツ施設等のデータセット

No.	項目名	説明	形式	記入例
1	都道府県コード又 は市区町村コード	情報の管理主体である地方公共団体の都 道府県コード又は市区町村コードを記載	文字列 (半角数字)	011002
2	NO	情報の管理主体である地方公共団体内で データが一意に決まるよう、NOを設定し 記載	文字列 (半角数字)	0000022200
3	都道府県名	情報の管理主体である地方公共団体名に ついて、都道府県名を記載	文字列	北海道
4	市区町村名	情報の管理主体である地方公共団体名に ついて、市区町村名を記載。都道府県に ついては記載不要	文字列	札幌市
5	名称	公共施設の名前を記載	文字列	○○公民館
6	名称_カナ	公共施設の名前をカナで記載	文字列 (全角カナ)	○○コウミンカン
7	名称_通称	公共施設の通称を記載	文字列	○○センター
8	POI コード	公共施設の POI コードを記載	文字列	1307
9	住所	公共施設の住所を記載	文字列	北海道札幌市 厚別区 2-○-○
10	方書	公共施設の住所の方書を記載	文字列	○○ビル1階
11	緯度	公共施設の緯度を記載	文字列 (半角文字)	43. 064310
12	経度	公共施設の経度を記載	文字列 (半角文字)	141. 346814
13	電話番号	公共施設の管理者の連絡先(電話番号) を記載	文字列 (半角文字)	000-000-0000
14	内線番号	公共施設の管理者の連絡先(内線番号) を記載	文字列 (半角数字)	00000
15	法人番号	公共施設の管理団体の法人番号を記載	文字列 (半角数字)	1234567891012
16	団体名	公共施設の管理団体の名称を記載 文字列		〇〇市
17	利用可能曜日	公共施設が利用可能な曜日を記載	文字列	月火水木金
18	開始時間	開始時間を記載	時刻(hh:mm)	09:00

19	終了時間	終了時間を記載	時刻 (hh:mm)	18:00
20	利用可能日時特記事項	利用可能曜日、開始時間、終了時間についての特記事項・例外(祝日、年末年始の変更点など)等があれば記載	文字列	月曜日について祝日は 利用不可。また、 12/31、1/1 は終日利用 不可。
21	説明	公共施設の説明を記載。	文字列	卓球スペース、茶室の 無料貸し出し有り
22	バリアフリー情報	バリアフリー情報を「;」 (半角のセミコロン) 区切りで記載	文字列	多目的トイレ有り;車椅 子貸出有り
23	URL	公共施設の HP の URL を記載	URI	http://www.ooo.lg.jp/
24	駐車場有無	駐車場の有無を記載	文字列	有
25	駐車場台数	駐車場の収容台数を記載	文字列 (半角英数)	5
26	更衣室の有無	更衣室の有無について記載	文字列	有
27	アクセス	最寄駅の路線名、駅名を記載	文字列	○○駅徒歩○分
28	付帯施設	複数の付帯施設で構成されるスポーツ施 設の場合は付帯施設名を記載	文字列	体育館、プール
29	利用可能種目	実施可能な競技種目を記載	文字列	バスケットボール、水 泳
30	備考	特記事項等があれば記載	文字列	-

※公共スポーツ施設等のデータセットについては、内閣官房にて作成されている「基本編 公共施設」 の推奨データセットに No.24~No.29 の項目を追加している。

② 情報の電子化状況

把握している情報に関する電子化状況を確認する。シェアリングエコノミーを実現するためには、 情報を機械判読可能な形で公開する必要がある。これにより、民間事業者等がスポーツ施設検索な どのインターネットサービス、アプリ等の開発することが容易となる。

オープンデータの電子化状況を把握する上で機械判読のしやすさで5 段階にレベル分けした「5 スターオープンデータ」があるので参考にされたい。これは、「データ公開の状態」を元にレベル分けをするものであり、PDF や CSV などデータ公開の「フォーマット例」で現状を把握することが可能となる。

シェアリングエコノミーを実現するためには、自動的にファイルのデータ抽出が可能であり、特定の商用ソフトに異存しないデータ形式である「CSV」又は「XML」といったフォーマット(☆3レベル)といったフォーマットでデータ整備することが求められる。



図. オープンデータのレベル

「5 スターオープンデータについて」(総務省)より抜粋(http://www.soumu.go.jp/main_content/000353999.pdf)

「ステップ3]公開データの準備

公共スポーツ施設等の情報及び電子化の状況を把握した上で、電子化されていない情報、適したフォーマットで構成されていない情報については、公開することを前提にデータ作成を行う。

本手引きでは、データの作成方法について「①公共スポーツ施設等のデータセットを用いる方法」と、「②スポーツ庁で構築しているインターネットサイト「ここスポ」を用いる方法」の2つを紹介する。

公共スポーツ施設の情報についての現状を把握したうえで、電子化されていない情報や適したフォーマットで構成されていない情報については、データの作成を実施する。

本手引きでは、データの作成方法について本事業で作成した公共スポーツ施設等のデータセットを用いる方法とスポーツ庁で構築している Web サイト「ここスポ」を用いる方法の2つを解説する。

① 公共スポーツ施設等のデータセットによるデータ作成

情報の公開に当たり、必要となる公共スポーツ施設等のデータ項目について、公共スポーツ施設等のデータセットを定義している。データセットについては、本手引きの「表.公共スポーツ施設等のデータセット」のとおり、データの項目名及び説明、データ項目の公開形式、記入例を提示している。

また、公共スポーツ施設等のデータセットについては、データを作成するためのフォーマットを用意している。このフォーマットは CSV 形式としており、地方公共団体等がスポーツ施設の情報を手引きの内容に従って入力いただくことにより、スポーツ施設の情報をデータ化することができる。

② ここスポによるデータ作成

スポーツ庁では「マッチング機能等によるスポーツ活動ワンストップ化促進事業」においてスポーツに関する情報を集約した Web サイトである「ここスポ」(https://cocospo.go.jp/)を構築している。

「ここスポ」では、スポーツ施設の情報についての詳細な項目を蓄積可能なデータベースを保持しており、インターネット上の情報入力画面から簡易に情報を登録することができる。具体的には、用意されているスポーツ施設の情報入力画面へアクセスし、ID、パスワードを入力することにより、情報入力画面へアクセスすることができる。そのうえで、設定されている情報項目に従い情報を入力することにより、データを作成することができる。また、「ここスポ」ではスポーツ施設にて整備されている付帯施設についても情報を登録することが可能であり、別途情報を入力することができる。このため、プールやサッカー場、野球場等の複数の付帯施設が整備されているスポーツ施設においても付帯施設ごとに詳細な情報を入力することが可能である。



図. ここスポの Top 画面イメージ

表. 「ここスポ」にて登録可能な施設情報項目

○スポーツ施設 (Level.1)

項目	概要	例
都道府県	施設所在地の都道府県	北海道
市区町村	施設所在地の市区町村	札幌市
町丁目	施設所在地の町丁目	
建物名	施設所在地の建物名	
階数	施設所在地の建物内におけ4る階数	
施設名称 (Lv.1)	施設名称(建物名と同じ場合も記載)	新横浜公園
施設名称_カナ (Lv.1)	公共施設の名前をカナで記載。	○○コウミンカン
設備	公共施設の保有する設備(競技場、体育館、武道 場等)を記載。	サッカー場、野球場、体育館2面
設備特記事項	更衣室、シャワー、照明、備品(ダンベル、シュ ーズ貸出あり)、観客席	
電話番号	公共施設の管理者の連絡先(電話番号)を記載。	000-000-0000
団体名	公共施設の管理団体の名称を記載。	〇〇市
利用可能曜日	公共施設が利用可能な曜日を記載。	火水木金土日
開始時間	開始時間を記載。	9:00
終了時間	終了時間を記載。	18:00
利用可能時間 特記事項	利用可能曜日、開始時間、終了時間についての特 記事項・例外(祝日、年末年始の変更点など)等 があれば記載。	火曜日について祝日は利用不可。 また、12/31、1/1 は終日利用不 可。
概要	公共施設の説明を記載。	卓球スペース、茶室の無料貸し出し有り
バリアフリー 情報	バリアフリー情報を「;」(半角のセミコロン) 区切りで記載。	多目的トイレ有り;車椅子貸出有 り
URL	公共施設の HP の URL を記載。	http://www.ooo.lg.jp/abc1.html
備考	特記事項等があれば記載。	
対象競技種目	施設が対象とする競技種目名を記載。	サッカー、野球
利用条件	施設利用にあたり必要となる条件等を記載。	市内在住・在勤・在学者のみ利用 可能
予約必要性 · 予約方法	予約の必要有無や予約方法の説明。	電話による予約必須
利用料金	施設利用料を記載。	市内在住者(18 歳以上):300 円、市外在住者(18 歳以上): 600 円、18 歳以下無料
駐車場	施設における駐車場の有無や収容台数を記載。	あり (50台、車いす用5台)、1 時間100円
交通アクセス	施設までの交通アクセスを記載。	JRXX 駅 徒歩 5 分。バス XX より 徒歩 5 分。 i

_

⁴ 公共スポーツ施設等のデータセット」で定義した項目の内、「POIコード」「緯度」「経度」「内線番号」「法人番号」については、「ここスポ」では取り扱っていないデータ項目となる。

○付帯施設(Level.2)

項目	概要	例
施設名称 (Lv. 2)	公共施設の名前を記載。	日産スタジアム
施設名称_カナ (Lv. 2)	公共施設の名前をカナで記載。	○○コウミンカン
利用可能曜日	公共施設が利用可能な曜日を記載。	火水木金土日
開始時間	開始時間を記載。	9:00
終了時間	終了時間を記載。	18:00
対象競技種目	施設が対象とする競技種目名を記 載。	サッカー、野球
予約必要性・予約方法	予約の必要有無や予約方法の説明。	電話による予約必須
利用料金	施設利用料を記載。	市内在住者(18 歳以上):300 円、市外在住者(18 歳以上):600 円、18 歳以下無料

[ステップ4] データ公開の仕組みを作る

「[ステップ3] 公開データの準備」にて作成したデータを公開するには、各自治体で情報を公開する 環境を構築する必要がある。

「データ公開サイトの方針策定」「利用ルールの設定」「データ公開サイトの構築」「運用ルールの策定」「公開データ以外のコンテンツの作成」といった手順に沿って、データ公開サイトを準備するが、詳細については「オープンデータをはじめよう〜地方公共団体のための最初の手引書〜」内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室、令和元年11月22日改定を参照のこと。

また、オープンデータを推進している自治体では、データカタログサイトと呼ばれる専用サイトが用意されている可能性もある。自団体内の状況を確認し、データの公開を実施することが望ましい。

[ステップ5] データを公開し、利活用を促す

データの公開にあたっては、作成したデータに関する確認を再度実施する。

また、公共スポーツ施設におけるシェアリングエコノミーの実現に向けて、スポーツ施設情報の公開に関する周知、広報活動も併せて実施する必要がある。対象となるシェアリングエコノミー事業者やアプリ開発事業者等、公開したデータを利用することが想定される対象への発信等、事業者の利活用を促す取り組みを実施する必要がある。

[ステップ6] 改善サイクルを回す

情報の公開については、継続した取り組みが必要となる。

本手引きで定義するスポーツ施設の情報項目では、利用可能日や利用時間等について、変更される場合がある。このような変更された情報については、データの修正を実施し、情報の陳腐化等が生じないような改善サイクルを実施する。

3-2 機能の提供 (Tier 3~Tier 4)

各地方公共団体が置かれている環境により、マッチングプラットフォームを介し"施設空き情報の提供"、"施設予約の完結"まで実現するための手段は異なる。

そのため、本手引きでは、地方公共団体の環境を「スポーツ施設の予約システムは未導入である地方公共団体」「施設空き情報の参照が可能な地方公共団体」「施設の空き情報の参照に加え、予約手続きまで可能な地方公共団体」の3つに区分して、環境ごとに想定される実現手段を解説している。

表. 地方公共団体の環境ごとに想定される実現手段

	環境	想定される実現手段	メリット及びコスト
Case1	スポーツ施設の 予約システムは未導入	シェアリングエコノミー事業者等のマッチ ングプラットフォームに、施設の空き枠を 掲載。	[メリット] ・利用者側からの照会、予約利便性向上 ・施設情報の周知効果 [コスト] ・シェアリングエコノミー事業者への手数料
Case2	施設の空き情報の 参照が可能	シェアリングエコノミー事業者等のマッチングプラットフォームに、施設の空き枠を掲載。 (既設の空き情報参照のためのシステムは廃止)	[メリット] ・利用者側からの照会、予約利便性向上 ・施設情報の周知効果 ・既設空き情報参照システムの運用費減 [コスト] ・シェアリングエコノミー事業者への手数料
Case3	施設の空き情報の参照 に加え、予約手続きま で可能	既設予約システムに、空き情報提供及び予約機能を有したAPを実装し、シェアリングエコノミー事業者等のマッチングプラットフォームと連携。	[メリット] ・利用者側からの照会、予約利便性向上 ・施設情報の周知効果 [コスト] ・シェアリングエコノミー事業者への手数料 ・API実装に係る費用

Case1. スポーツ施設の予約システムは未導入である地方公共団体

公共スポーツ施設の空き情報の提供や利用申し込みの受付について、窓口や電話のみで対応している地方公共団体が対象となる。このような団体については、公共スポーツ施設の空き情報をシェアリングエコノミー事業者等のマッチングプラットフォームに登録するとともにマッチングプラットフォームの予約機能を導入することが推奨される。

地方公共団体側の作業として、管理する公共スポーツ施設の空いている時間帯をマッチングプラットフォームへ登録することが求められるが、これにより施設利用者へ施設利用可能日、利用可能時間を提供できる。また、登録した公共スポーツ施設についてマッチングプラットフォームからの利用申し込みを受け付けることにより予約機能を施設利用者へ提供することが可能となる。

対象となる地方公共団体については、マッチングプラットフォームの活用により、施設利用者の利便性を向上させることができ、マッチングプラットフォームの既存利用者等、広く利用者を募ることが可能となる。

一方でマッチングプラットフォームを介した公共スポーツ施設の予約にあたっては、シェアリング エコノミー事業者へ一定の手数料を支払う必要がある。 また、窓口や電話での利用申し込みの受付状況をマッチングプラットフォーム側にも登録し、予約 経路による利用申し込みの重複が起こらないような運用が必要となる。

Case2. 施設空き情報の参照が可能な地方公共団体

自団体で公共スポーツ施設の空き情報のみをWebページ等で提供しており、施設の利用申し込みについては、窓口や電話等で対応している地方公共団体が対象となる。このような団体についてもシェアリングエコノミー事業者等のマッチングプラットフォームで空き情報公開、予約機能を提供することが推奨される。

このような地方公共団体については、施設空き情報の参照を提供している自団体のシステムと同様に公共スポーツ施設の空いている時間帯をマッチングプラットフォームへ登録することに加え、マッチングプラットフォームからの利用申し込みを受け付けることにより、施設空き情報の提供、施設予約の完結までを施設利用者へ提供できる。

これまで、施設空き情報の参照のみ Web ページ等で閲覧できる状態からマッチングプラットフォームにより施設予約も実施可能となった場合、空き情報の確認から施設予約までを一気通貫で提供可能であるため、利用者の利便性は向上し、広く利用者を募ることも可能となる。また、マッチングプラットフォームを利用することにより、既存の空き情参照システムや Web ページの運用費用を削減も可能である。

一方でマッチングプラットフォームを介した公共スポーツ施設の予約にあたっては、シェアリング エコノミー事業者へ一定の手数料を支払う必要がある。

Case3. 施設の空き情報の参照に加え、予約手続きまで可能な地方公共団体

公共スポーツ施設の予約機能を持ったシステムを導入している団体が対象となる。

予約機能を持ったシステムを導入している団体については、基本的に空き情報公開および予約機能に関する APIを公開し、マッチングプラットフォームとの API 連携を構築することが推奨される。

予約機能がシステム化されている場合、利用者からの申し込みにより空き情報が自動的に変更されている可能性が高く、マッチングプラットフォームで公開している空き情報についても連動して変更される必要がある。これを手動で変更することは困難であることから、施設利用者からの利用申し込み等により生じる空き情報の更新について、自団体のシステムとマッチングプラットフォームが連動して実行される仕組みを設ける必要がある。

APIとは外部のサービスからデータを取得し、自らのサービスに組み込むインターフェイスの仕様であり、APIが提供されていると API 提供元にある特定の情報を指定して取得できる。このため、自団体側の予約機能に関する API を公開することにより、自団体のシステムおよびマッチングプラ

⁵ API とは、他システムの情報や機能等を利用するための仕組み(インターフェイスの仕様)である。外部のシステムやサービスからデータを取得し、自らのシステムやサービスに自動的に組み込むことができる機能を有する。API が提供されていると API 提供元のシステムやサービスに存在する特定の情報を指定して取得でき、API を利用した一連の流れを構築することで別のシステム間で申請処理なども可能になる。

ットフォームでの空き情報の更新が連動し、1つのデータベースとして運用することが可能となる。

これにより、利用者の利便性向上に加え、外部サービスの利用により広く利用者を募ることが可能となる。

一方でAPI公開もしくは、マッチングプラットフォーム側のAPIに対応する場合、システムの改修コストが発生する可能性がある。また、マッチングプラットフォームを介した施設の予約にあたっては、シェアリングエコノミー事業者へ一定の手数料を支払う必要がある。

各地方公共団体がおかれている環境に応じて、「施設空き情報の提供」や「施設予約の完結」をマッチングプラットフォームで実現することは施設利用者、地方公共団体にとってメリットがあると考えられる。一方でここでのメリットとは、マッチングプラットフォーム等の活用に伴い、業務プロセスなどを最も効率的に見直しを行った場合を想定したものであり、個々の団体の事情により従来の手続きを保持し続ける(例:マッチングプラットフォームは活用するものの、従来の紙台帳は保持し続けなければならない等)場合には、一定のデメリットが発生する可能性もある点に留意が必要である。

すなわち、マッチングプラットフォームを有効に活用するためには、地方公共団体における既存のルールや業務プロセス、現状システムの機能にマッチングプラットフォームを合わせるのではなく、地方公共団体がマッチングプラットフォームの仕様に合わせる必要がある。このような考え方を全国の地方公共団体が醸成することで、より広域的なスポーツスキルとスペースのシェアリングエコノミーを実現可能なマッチングプラットフォームの構築につながると考えられる。

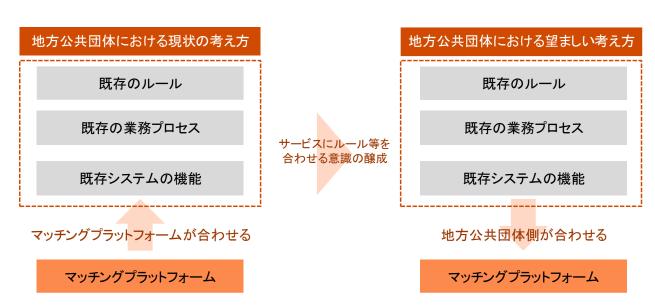


図. マッチングプラットフォームの活用に関する考え方

4章 参考事例 (大阪市実証事業)

(1) 基礎情報

·場所 : 大阪市中央体育館 (大阪府大阪市港区)

・付帯施設 :メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場・剣道場、トレーニング場、会議室

(うち、実証対象施設:サブアリーナ、柔道場・剣道場、会議室)

・実証期間 : 2019 年 10 月~2020 年 1 月

関係者・役割:

- 大阪市 施設利用方法等変更の確認・承諾

- 大阪スポーツみどり財団(指定管理者) 実証予約システム導入に係る各種作業

- NowDo 社 実証予約システムの改修・導入・運営

- スヴェンソンスポーツマーケティング社 新規講座の企画・運営

- PwC 社 事業全体の企画・運営、調査結果の集計・報告

稼働率 :

メインアリーナ	86.7%	中会議室	28.1%
サブアリーナ	97.6%	小会議室1	43.1%
柔道場	79.5%	小会議室2	32.9%
剣道場	64.5%	小会議室3	38.6%
大会議室	29.2%		

*平成29年度 八幡屋公園及び大阪市中央体育館ほか1施設 管理業務に関する事業報告書 より

・料金体系 (サブアリーナ例)

				午前	午後	夜間	全日
	全面 アマ 利用 一面		生徒等	5,100	7,800	13,000	25,900
			その他	6,400	9,500	15,800	31,700
入場料		_高	生徒等	2,100	3,400	5,300	10,800
徴収無		—ш	その他	2,600	3,900	6,500	13,000
	非営利 その他 営利	非営利		82,300	117,500	152,800	352,600
			117,500	164,500	211,500	493,500	
入場料 徴収有	アマ 利用			46,000	67,000	113,000	226,000
	その他			141,000	188,000	235,000	564,000

- *土・日・祝日の使用料は2割増
- *大阪市中央体育館ホームページより作成

(2) 実証事業概要

施設・講座予約時の手続きを簡素化し、利用者が誰でも・いつでも・即座に予約可能とする。手続きの 煩雑さのために従来は利用を敬遠していた層を取り込み、施設・講座の稼働率向上を期待するもの。



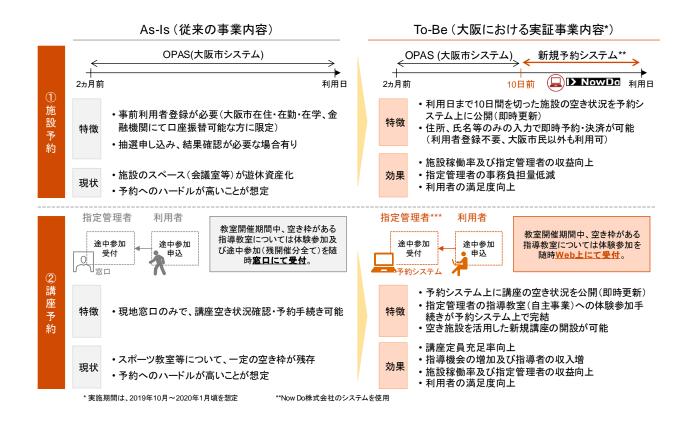
【①施設予約:想定効果】

- ・施設稼働率及び指定 管理者の収益向上
- ・指定管理者の事務負担量低減
- ・利用者の満足度向上

【②講座予約:想定効果】

- •講座定員充足率向上
- ・指導機会の増加及び 指導者の収入増
- ・施設稼働率及び指定 管理者の収益向上
- 利用者の満足度向上

施設予約、講座予約ともに、利用者側の手間を極力軽減する方向で各種ルールの見直しを行うとともに、実証システムを導入し誰でも・いつでも・即座に予約可能としている。



(3) 主な取り組みとその考え方

クレジット決済:本実証においてはクレジット決済を可能としている。クレジット決済利用に際しては 手数料が発生するが、指定管理者として現金徴収・管理の手間と手数料を総合的に勘案し採用を決定。

市外利用:本実証においては利用者の属性(市内/市外)を問わず利用可能としている。従前より、施設として市外利用者も許容している。(ただし、OPAS(既設のスポーツ施設予約システム)での利用抽選申込は市内在住・在勤・在学者のみが可能)

本人確認簡素化:本実証においては、予約確定時の本人確認を不要としている。元々、本人確認は人気の高い施設において利用枠の転売等を防ぐことが目的であり、今回の空き枠を開放という主旨から本人確認は不要と判断。

大阪市	大阪スポーツみどり財団
実証事業に至った経緯	
大阪市スポーツ振興計画にて、健康増進や都市魅力の向上、地域・経済活性化といった目標を掲げており、こうした目標に合致するものであれば積極的に取り組む。	大阪市からの協力依頼もあり事業実施に至っている。加えて、財団としても講座予約の方法や決済 手段については模索していたところでもあり目的 が合致した。
業務見直しの考え方	みょう と 1 24 25
クレジット決済: 利用料の徴収方法については指定管理者の判断に 任せられている。現金徴収・管理を行う手間と、 クレジット決済手数料支出のバランスにて判断す るものと思われる。	クレジット決済: 交通系ICカードにて決済を行っていたこともあり、支払い方法の利便性向上には継続的に取り組んでいる。ただ、現在は現金支払いニーズが多く、クレジット決済自体の利用ニーズが少ない点と、手数料支払い負担をどうとらえるかに因る。
市外利用: 大阪市中央体育館については、元々、市外在住者の利用も許容している。なお、現行の予約システム(OPAS)での抽選・予約時は市内在住・在勤・在学に限定されているため市内在住者等への一定の優遇が図られている。	市外利用: 大阪市中央体育館については、市外在住者の利用 も許容している。
本人確認簡素化: 事前の本人確認という手続きは予約枠の不正転売 などを防止するためである。そのため、稼働に余 裕がある施設の場合、本人確認は不要と判断した	本人確認簡素化: 現在のルールでも OPAS 経由での予約は本人確認 を行っている一方、大半が団体利用であり、その 他の予約方法(FAX、窓口予約等)の場合には本 人確認は行っていない。
稼働率/収益性に関する考え方	
施設稼働率については、指定管理者からの事業報告などでモニタリングはされているものの、特定の目標値などがある訳ではない。	施設稼働率については、モニタリングしているものの、メインアリーナ、サブアリーナ、柔・剣道場については、もともと稼働率が高いこともあり、これ以上の向上には限界がある。
指定管理者の収益性向上は、結果的に、市側への 返納金の増加に繋がるため推奨している。	収益性の確保という視点からは、料金収入上大きな割合を占めるメインアリーナ、サブアリーナを 如何に効率的・効果的に貸出できるかといった点が大きい。ただ、個人での利用者もないがしろに することはできない。
その他	
公共スポーツ施設において予約抽選等の仕組みが不可欠であるため、施設予約システムについては既存システムからの切り替えは難しい。一方、指定管理者の自主事業枠(講座予約、時間外開放など)の予約の仕組みとしてはシェアリングエコノミー等が導入しやすいのではないか。	公共スポーツ施設の一般利用枠については、その 時間区分や料金などの柔軟性が低い(固定されている)ため、短時間で利用したい指導者にとって は使いにくいのではと想定される
-	講座予約についてはネット環境を利用した予約の 仕組みが確立していない。そのため、今回の実証 システムのようなものが実用化されるとありがた い。